

# 11 遺言書の保管の申請の撤回



## 保管の申請の撤回

遺言者は、特定遺言書保管所の遺言書保管官に対し、いつでも、**遺言書の保管の申請を撤回することができます**（法第8条第1項）。



## 遺言者の出頭及び本人確認

代理人不可

遺言者は、特定遺言書保管所に**自ら出頭**して行わなければなりません。また、遺言書保管官は撤回する者が本人であるかどうかの**確認をします**（法第8条第3項，第5条）。

### 遺言書保管官による本人確認の方法（省令第13条）

#### ◆以下のいずれかを提示する方法

- 個人番号カード
- 運転免許証
- 運転経歴証明書
- 旅券（ただし、書類の提示を行う者の氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）
- 乗員手帳（ただし、書類の提示を行う者の氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）
- 在留カード
- 特別永住者証明書

本人確認資料が必要となります。



遺言書保管官は、**書類を提示した者の同意を得て、その写しを作成**しますが、当該者の同意が得られないときは、この限りでないとされています（準則第17条）。

#### ◆上記に掲げるもののほか、以下の要件を全て満たす書類を提示する方法

- 官公署から発行され、又は発給された**書類**その他これに類する書類であること。
- 上記書類に**氏名及び出生の年月日又は住所の記載**があり、**本人の写真が貼付**されたものであること。
- 当該書類の提示を行う者が本人であることを確認することができるものとして**遺言書保管官が適当と認めるもの**であること。



## 撤回書・書類の提出

無料

遺言者は、その旨を記載した法務省令で定める**撤回書及び書類**を添付して遺言書保管官に**提出**しなければなりません（法第8条第2項）。なお、手数料は必要ありません。

# 11 遺言書の保管の申請の撤回



## 撤回書の提出

様式は次ページ参照

撤回書には、**次に掲げる事項**を記載しなければなりません(省令第25条(別記第5号様式))。

- ◆ 遺言者の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあつては、国籍）
- ◆ 遺言者の電話番号その他の連絡先
- ◆ 撤回の年月日
- ◆ 遺言書保管所の表示



## 添付書類

**次に掲げる事項（法第4条第4項第2号）に変更がある場合**（政令第3条第1項の規定により当該変更に係る届出がされている場合を除く。）における法第8条第2項の法務省令で定める書類は、**当該変更を証明する書類**としています（省令第26条）。

- ◆ 遺言者の氏名
- ◆ 遺言者の出生の年月日
- ◆ 遺言者の住所
- ◆ 遺言者の本籍（外国人にあつては、国籍）



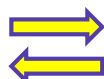
◆ 政令第3条第1項の規定による変更の届出がされていれば、当該変更を証明する書類の添付は省略することができます。



## 遺言書の返還及び情報の消去

遺言書保管官は、法第8条第4項の規定により、**保管している遺言書（翻訳文を含む。）を返還するときは**、遅滞なく、**受領した旨を記載した受領書**と引き換えにするとともに、管理している当該遺言書に係る**情報を消去**しなければなりません（法第8条第4項、省令第27条）。

次ページ参照



返還



+



消去



# 11 遺言書の保管の申請の撤回

 **[前提] 遺言者が、遺言書保管所に保管されている遺言書についてできること。**

次の2項目のみとなります。

- ◆遺言書（保管ファイルの記録を含む。）の閲覧（遺言書保管法第6条第2項，政令第4条第1項）
- ◆遺言書の保管の申請を撤回して，遺言書の返還を受けること（法第8条第1項，第4項）



遺言者は，自らが保管の申請をし，現に遺言書保管所において保管されている遺言書について，**保管されたままその修正をすることはできません。**

 **遺言書の保管申請の撤回後，再度の保管申請**

遺言者は，遺言書の保管の申請を撤回し，遺言書の返還を受けた上で，同遺言書を修正し，再度，当該遺言書について保管の申請を行うことで，当初の遺言書の内容を修正することは可能です。

ただし，再度保管の申請を行うことになるため，**所要の手数料が発生**します。



遺言者が，既に保管済みの遺言書を撤回することなく，新たな遺言書を保管申請すること（追加保管を含む。）も可能ですが，前の遺言と後の遺言の**抵触関係**（民法第1023条）については**審査の対象外**となります。

**財産目録のみを差し替える場合**には，日付の記載が要求されていない遺言書の変更によってすることを認めることになるため，現遺言書の保管申請を撤回をし，修正分を補完（旧目録に新目録を追加）の上，**再度保管申請**することになると考えられます。